

答申第 237 号

情公第 2387 号

令和 6 年 12 月 4 日

神奈川県公安委員会
委員長 規矩 大義 様

神奈川県個人情報保護審査会
会 長 高 橋 良

自己情報不開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 5 年 2 月 22 日付けで諮問された特定事案に関する特定警察署作成文書不開示（存否応答拒否）（その 2）の件（諮問第 254 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和4年8月16日付け自己情報の開示請求に対して、自己情報の不開示決定（存否応答拒否決定）を行ったことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和4年8月16日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「特定日、特定場所において審査請求人とトラブルとなった特定人物が警察に通報した件で審査請求人が特定警察署に取り扱われた際に特定警察署が作成した110番事案措置票」について、審査請求人を本人とする自己情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、令和4年8月25日付けで、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第20条第3号（請求者以外の他の個人に関する情報）及び同条第7号柱書（事務又は事業に関する情報）に規定する不開示情報を開示することになるとして、条例第21条の規定に基づき存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年11月24日付け審査請求書及びこれを補正した同年12月12日付け補足説明書をもって、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関（担当：神奈川県警察本部地域部通信指令課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求に係る保有個人情報

審査請求人が開示を求めている保有個人情報が記載されている行政文書は、令和4年2月16日に審査請求人が特定人物とトラブルになり特定警察署に取り扱われた件で、特定人物が110番通報した際に特定警察署が作成した110番事案措置票（以下「本件行政文書」という。）である。

(2) 条例第21条該当性について

条例第21条は、「開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当

該開示の請求を拒むことができる。」と規定している。

この点、本件開示請求については、請求者以外の他の個人である特定人物による 110 番通報に関する開示請求であり、本件行政文書が存在することを前提に開示又は不開示の決定を行えば、特定人物が通報したことが明らかになり、本件行政文書が存在しないことを前提に開示又は不開示の決定を行えば、特定人物が通報していないことが明らかとなることから本件行政文書の存否を答えることは特定人物が通報したか否かを明らかにするものである。

よって、本件行政文書は、その存否を答えるだけで条例第 20 条第 3 号及び同条第 7 号柱書に該当する不開示情報を開示することになるため条例第 21 条に該当する。

(3) 条例第 20 条第 3 号及び同条第 7 号柱書該当性について

条例第 20 条は、開示の請求があった場合、実施機関は原則として開示をする義務があることを明確にするとともに、不開示とする場合を各号で定めている。

ア 条例第 20 条第 3 号該当性について

条例第 20 条第 3 号本文は、「請求者（略）以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

本件開示請求については、特定人物による 110 番通報の有無を明らかにする開示請求であり、請求者以外の他の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報に関する請求であることから条例第 20 条第 3 号本文に該当する。

また、条例第 20 条第 3 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからウに該当する情報は開示すると規定しているが、特定人物による 110 番通報に関する情報は、同号ただし書ア、イ及びウには該当しない。

(ア) 条例第 20 条第 3 号ただし書ア該当性について

特定人物による 110 番通報に係る情報は、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書アに規定する法令等の規定により又は慣行として請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しない。

(イ) 条例第 20 条第 3 号ただし書イ及びウ該当性について

特定人物による 110 番通報に係る情報は、同号ただし書イに規定する「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び同号ただし書ウに規定する「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とは認められないため、同号ただし書イ及びウには該当しない。

イ 条例第 20 条第 7 号柱書該当性について

条例第 20 条第 7 号柱書は、事務又は事業に関する情報について「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定されている。

110 番通報とは、事件等の発生に際し、関係者、目撃者、情報提供者等が警察に対して警察官の派遣を求めて行う緊急通報システムであり、警察が事件等を迅速かつ的確に措置するためには、通報者がためらいなく 110 番通報できることが必要である。

そのためには、警察が通報者の秘密を守るという信頼関係が前提にあることが不可欠であり、仮に特定の通報者に関する情報が第三者に明らかになる可能性が存在すれば、通報者の秘密を守るという信頼関係に基づき成立している 110 番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して通報者が警察に対する通報をためらうようになる等、事件等の発生を速やかに認知し処理する 110 番通報事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、特定人物による 110 番通報に係る情報は条例第 20 条第 7 号柱書に該当する。

4 審査請求人の主張要旨

(省略)

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 20 条第 3 号に規定する請求者以外の他の個人に関する情報及び同条第 7 号柱書に規定する事務又は事業に関する情報開示することになることを理由に、条例第 21 条の規定に基づく存否応答拒否決定を行っていることから、その妥当性を以下検討する。

(1) 条例第 21 条に規定する存否応答拒否決定について

条例第 21 条は、「開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報

報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒むことができる」と規定している。自己情報の開示請求に対して不開示決定を行う場合、請求の対象となった保有個人情報の存否を明らかにした上で不開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の理由を附して不開示の決定をすることが原則であるが、開示の請求に係る保有個人情報の内容によっては、存否を明らかにするだけで、条例第 20 条各号が規定する不開示情報が請求者に明らかとなる場合があることから、このような場合には例外的に保有個人情報の存否も明らかにせず不開示決定を行うことを認めたのが、条例第 21 条の規定である。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第 20 条第 3 号該当性について

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報の存否を答えることで、特定人物が 110 番通報したか否かが明らかとなり、請求者以外の特定の個人を識別することができるとして、「請求者(略)以外の個人に関する情報(略)であって特定の個人を識別することができる情報」(条例第 20 条第 3 号)に該当することから、本件処分を行った旨、説明している。

そこで検討すると、本件開示請求は、特定年月日に特定人物が特定警察署に通報した際に作成された 110 番事案措置票に記載された保有個人情報の開示を請求するものと認められることから、その存否を明らかにすれば、特定年月日に特定人物が特定警察署に 110 番通報をしたか否かという情報(以下「本件存否情報」という。)が明らかになるものと認められる。そして、本件存否情報が特定人物による 110 番通報の有無に関する情報である以上、条例第 20 条第 3 号本文に規定する請求者以外の他の個人に関する情報に該当することは明らかであり、さらに、同号ただし書アからウまでに規定する情報のいずれにも該当しないことから、実施機関が本件開示請求に対して条例第 21 条の規定に基づき存否応答拒否決定を行ったことは妥当である。

イ 条例第 20 条第 7 号柱書について

本件存否情報は、前記アのとおり、条例第 20 条第 3 号本文に該当するため、同条第 7 号柱書該当性については、判断しない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 2 月 22 日	○ 諮問
令和 6 年 9 月 26 日 (第 347 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 10 月 21 日 (第 348 回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈 津 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会長職務代理者
金 井 恵 里 可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会 長
中 寫 慶 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和6年 12 月 4 日現在）（五十音順）